

## 住民監査請求結果についての見解

	監査委員会の結論	大阪自然環境保全協会の見解
違法性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良工事は、夢洲に係る公有水面埋立法による埋立免許にしたがったものである。</li> <li>・市長意見は、地盤改良工事後に博覧会協会が実施する事業に係る環境影響評価準備書に対して述べられたものである。</li> <li>・よって、地盤改良工事の内容が市長意見に沿った内容となっていない場合でも、制度上違法の問題は生じない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市は、地盤改良工事を含む博覧会等の準備に係る夢洲の埋立ては公有水面埋立法に基づく行為であり適法としているが、そもそも夢洲は大阪府レッドリスト 2014 において「生物多様性ホットスポット・A ランク」と指定され、「大阪市生物多様性地域戦略」で保全すべき場所である事がうたわれているにもかかわらず、これが配慮されずに、埋立てが進められているという不整合がある。</li> <li>・地盤改良工事が、夢洲に係る公有水面埋立法による埋立免許にしたがったものであるとしているが、当初の埋立て目的と違ったものになっていると考えられるため、現在、変更手続きが確実に進められているのかについて確認中である。</li> </ul>
不当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良工事契約が、市長意見が博覧会協会に求める内容を不可能にするものであるならば、不当なものとなる可能性がある。</li> <li>・そこで、市長意見が博覧会協会に、どのようなことを求めているのかを検討する。</li> <li>・専門委員会報告書によると、専門委員会は、博覧会協会から、ウォーターワールド南東部において、地盤改良工事を実施する予定であることを聴取したうえで、市長意見と同文の内容を記載したものと認められる。</li> <li>・市長意見は、専門委員会報告書を受けて述べられたもので、専門委員会報告書が、地盤改良工事を実施することを踏まえて作成されている以上、地盤改良工事着手前の状態で保全することを求めたものではなく、地盤改良工事が実施された後で、多様な環境を保全、または創出することを求めたものであり、今後の博覧会協会の取組に委ねられるべきものと解される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長意見の基になる専門委員会報告書が、地盤改良工事を実施する事を踏まえて作成されているとしているが、これについては、ウォーターワールド南東部の地盤改良工事を実施する予定である事に限られているものと考えられる。*</li> <li>・したがって、監査委員会の言に従えば、その西側のウォーターワールド予定地については、地盤改良工事を実施する事を踏まえていない事から、地盤改良工事が実施された後で、多様な環境を保全、または創出することを求めたものとはならない。</li> <li>・また、地盤改良工事が実施された後で、多様な環境を保全、または創出することを求めたものであるとしても、そもそも「保全すべき多様な環境がその時点でそこに存在するのか」また「そうした創出が地盤改良後に可能なのか」についての根拠が示されておられないことから、博覧会協会に多様な環境を保全、または創出することを委ねる事は不当でないとは言えない。</li> <li>・少なくとも、大阪市は博覧会協会に対して、その根拠、または方策について示されなければならない。</li> </ul> <p>*現在、ウォーターワールド南東部の西側のウォーターワールド予定地についても、地盤改良工事を実施する事を踏まえている根拠について確認中である。</p>
総合判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良工事契約は、市長意見と両立するものであって、その履行を不可能にするといったものであるとは認められず、地盤改良工事契約及びその経費の執行に違法不当な点は認められない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良工事が実施された後で、多様な環境を保全、または創出することが担保できる事を示さなければ、地盤改良工事契約は、市長意見と両立するものとは見なされず、不当でないとは言えない。</li> <li>・多様な環境を保全、または創出する事を担保する根拠、または方策については、大阪市から示される必要がある。</li> </ul>